

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県衛生試験等手数料条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第二号）（財政課）

一 趣旨

消費税法等の一部改正に伴い、手数料等の額を改定するための改正

二 内容

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う、関係四十二条例で定める手数料等の額の改定

（例）水質試験のうち一般飲料水試験（細菌学的試験）

（現行）二千七百二十円 （改正後）二千七百五十円

三 施行期日等

（一）施行期日

平成三十一年十月一日

（二）経過措置

（例）この条例の施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による（利用料金を除く）。